

MON

法 務

換し、少数株主の株式を強制的に買い取れるようになった。「株式を特定の株主に集中させ、機動的な意思決定に基づく企業再編を可能にする」（会社法に詳しい葉玉匡美弁護士）ためだ。反面、反対株主には再編後に生じる相乗効果の分配も含めた「公正な価格」での株式買い取り請

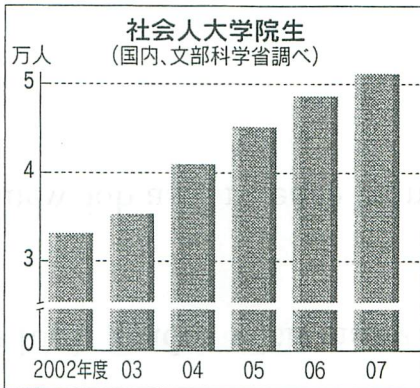
リーガル 3分間ゼミ

三十代の会社員が会社命令で経営学修士（MBA）の資格を取得することを目指し、国内留学として社費で大学院に通い始めた。しかし負担が重く、仕事に影響しそつだ。留学期間を延長するか、別の資格が取得できる大学院に変更する（こ）とはできないだろうか。

Q

会社派遣の留学先 中退や変更できる？

社会人などの留学を支援するアゴス・ジャパンは三十一～四十歳代の中堅社員を



A 自己都合は業務命令違反

指名し、一年で海外のMBA資格を取得させる会社が「ここ二～三年で目立つ」（本多正樹社長）という。二年以上留学すると休み期間中

- ポイント**
- ①業務性が高いか、私的な留学かで費用返還の判断に違い
 - ②自己都合による留学先変更、期間延長などは業務命令違反

留学直後に退職した社員に対する費用返還請求をめぐる裁判は、判決内容が分かっている。元社員に約一千万円の留学費用返還を求めた野村証券（現・野村ホールディングス）事件（〇二年、東京地裁）では、会社側の請求を認めた。留学先の科目選択が本人に任され、勉強内容も業務と関連性が薄いことを理由に、費

用は社員に貸し付けていたものだ判断。元社員に費用の返還を命じた。一方、新日本証券（現・新光証券）事件（九八年、

東京地裁）は、社員に科目選択の自由がなく、留学で得た知識を活用する部署に就いたことから留学は業務性が高いと判断。留学後五年以内に退職したら費用を全額返還するという社内規定は社員への制裁に当たり、違法として会社側の請求を退けた。労働法に詳しい大野志保弁護士は「私的な性格が強い留学か、業務性が高い留学かで判決内容が分かれる」と見る。

「資格を取れなかったら留学費用を返還する」といった社内規定について大野弁護士は「資格を取れなかったことを理由に返金させると労基法違反となる可能性がある」と見る。業務性が高い留学の場合、違法性はさらに高まる」と見る。留学に際しては、業務と自己都合のバランスを見極めておくことが大事といえそつだ。



裁判所に公正な買い取り価格決定を申し立てたレックスの元株主ら（昨年4月、東証）

「ブルドック後」の

	導企業業
事前警告型	110
取締役会決定型	68
発動時株主意思確認型	42
ライツプラン型	1
合計	111

（注）野村証券調べ。ブルE公の未着「多数の株主に定着」が約4割に増加以前からの累計では2

傍聴席

◎…偽装表示や粉飾決算など企業不祥事が後を絶たない。旧山一証券などで調査委員を経験した国広正弁護士は「厳格なルールの下で自由競争する社会に変わったことに、気付かない企業が不祥事を起こす」と指摘する。

◎…野村証券のインサイダー事件のように「悪意の犯罪に対しては、内部統制をどれだけ厳しくしても限

不祥事防止、不断の挑戦を